

佐賀県告示第 58 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土整備部河川砂防課、杵藤土木事務所及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

川津地区

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 12 号までを順次直線で結んだ線及び標柱 1 号と 12 号とを直線で結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
1	杵島郡	白石町	湯崎	川津	1960 番
2	〃	〃	〃	〃	1962 番 1
3	〃	〃	〃	〃	1962 番 1
4	〃	〃	〃	〃	1930 番 21
5	〃	〃	〃	〃	1954 番 1
6	〃	〃	〃	〃	1938 番 1
7	〃	〃	〃	〃	1937 番
8	〃	〃	〃	〃	1945 番
9	〃	〃	〃	〃	1953 番 1
10	〃	〃	〃	〃	2440 番地先道路敷
11	〃	〃	〃	〃	1992 番 1 地先水路敷
12	〃	〃	〃	〃	1990 番 2